

● 法華經に云はく「此の經は持ち難し。若し暫くも持つ者は我即ち歡喜す。諸仏も亦然なり。是くの如きの人は諸仏の歎ずる所なり。是則ち勇猛なり、是則ち精進なり、是を戒を持ち頭陀を行ずる者と名づく」末代に於て四十余年の持戒無く唯法華經を持つて持戒と為す。是三

涅槃經に云はく「乘に緩の者に於ては乃ち名づけて緩と為す。戒に緩なる者に於ては名づけて緩と為さず。菩薩摩訶薩此の大乗に於て心懈慢せずんば是を奉戒と名づく。正法を護るが為に大乘の水を以て自ら澡浴す。是の故に菩薩破戒を現すと雖も名づけて緩と為さず」是の文法華經の戒を流通する文なり。是四（『守護国家論』新編 一一四頁）

● 又云はく「一闡提と作らず、善根を断ぜず、是くの如き等の涅槃經典を信ずるは爪上の土の如く、乃至一闡提と作り、諸の善根を断じ、是の經を信ぜざるは十方界所有の地の土の如し」已上經文。

此の文の如くば法華・涅槃を信ぜずして一闡提と作るは十方の土の如く、法華・涅槃を信ずるは爪上の土の如し。此の經文を見て弥感涙押さへ難し。今日本国の諸人を見聞するに多分は權教を行ず。設ひ身口には実教を行すと雖も心には亦權教を存す。

故に天台大師摩訶止觀の五に云はく「其の癡鈍なる者は毒氣深く入つて本心を失ふが故に、既に其れ信ぜざるは則ち手に入らず、乃至大罪聚の人なり。乃至設ひ世を厭ふ者も下劣の乘を翫び枝葉に攀附し、狗、作務に狎れ、彌猴を敬ふて帝釈と為し、瓦礫を崇んで是明珠なりとす。此の黒闇の人豈道を論ずべけんや」已上。

（『守護国家論』新編 一四七頁）

● 行者は必ず不実なりとも智慧はをろかなりとも身は不淨なりとも戒徳は備へずとも南無妙法蓮華經と申さば必ず守護し給ふべし。

袋きたなしとて金を捨つる事なかれ、伊蘭をにくまば梅檀あるべからず。谷の池を不淨なりと嫌はゞ蓮を取るべからず。行者を嫌ひ給はゞ誓ひを破り給ひなん。正像既に過ぎぬれば持戒は市の中の虎の如し。智者は鱗角よりも希ならん。

月を待つまでは灯を憑むべし。宝珠のなき処には金銀も宝なり。白鳥の恩をば黒鳥に報ずべし。聖僧の恩をば凡僧に報ずべし。とくとく利生をさづけ給へと強盛に申すならば、いかでか祈りのかなはざるべき。（『祈祷抄』新編 六三〇頁）

● 權教を信ぜし大謗法の時の事は何なる持戒の行人と申し候とも、法華經に背く謗法罪の故に正法の破戒の大俗よりも百万倍劣り候なり。彼の謗法の比丘は持戒なりと雖も無間に墮す。正法の大俗は破戒なりと雖も成仏疑ひ無き故なり。

（『最蓮房御返事』新編 六四二頁）

● 日蓮を供養し、又日蓮が弟子檀那となり給ふ事、其の功德をば仏の智慧にてもはかり尽くし給ふべからず。經に云はく「仏の智慧を以て多少を籌量すとも其の辺を得じ」と云へり。地涌の菩薩のさきがけ日蓮一人なり、地涌の菩薩の数にもや入りなまし。若し日蓮地涌の菩薩の数に入らば、豈日蓮が弟子檀那地涌の流類に非ずや。

● いかにも今度信心をいたして法華經の行者にてとをり、日蓮が一門となりとをし給ふべし。日蓮と同意ならば地涌の菩薩たらんか。地涌の菩薩にさだまりなば釈尊久遠の弟子たる事あに疑はんや。經に云はく「我久遠より来是等の衆を教化す」とは是なり。末法にして妙法蓮華經の五字を弘めん者は男女はきらふべからず、皆地涌の菩薩の出現に非ずんば唱へがたき題目なり。日蓮一人はじめは南無妙法蓮華經と唱へしが、二人三人百人と次第に唱へつたふるなり。未来も又しかるべし。是あに地涌の義に非ずや。剩へ広宣流布の時は日本一同に南無妙法蓮華經と唱へん事は大地を的とするなるべし。

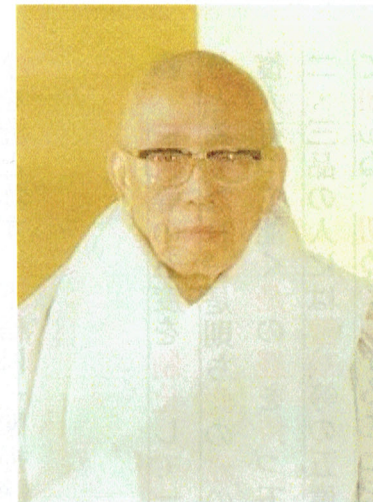
● 現在の大難を思ひつゞくるにもなみだ、未来の成仏を思ひて喜ぶにもなみだせきあへず、鳥と虫とはなげどもなみだをちぢず、日蓮はなかねどもなみだひまなし。此のなみだ世間の事には非ず、但偏に法華經の故なり。若ししからば甘露の涙とも云ひつべし。涅槃經には父母・兄弟・妻子・眷属にわかれて流すところのなみだは四大海の水よりもを、しといへども、仏法のためには一滴をもこぼさずと見えたり。法華經の行者となる事は過去の宿習なり（『諸法実相抄』新編 六六七頁）

● 行学の二道をはげみ候べし。行学たへなば仏法はあるべからず。我もいたし人をも教化候へ。行学は信心よりをこるべく候。力あらば一文一句なりともかたらせ給ふべし（『諸法実相抄』新編 六六八頁）

● 設ひ世間の諸戒之を破る者なりとも堅く大小・権実等の經を弁へば世間の破戒は仏法の持戒なり。
涅槃經にいわく「戒に於て緩なる者を名づけて緩と為さず。乘に於て緩なる者を及すばち名づけて緩と為す」等云々。
法華經に云く「是を持戒と名づく」等云々。（『大学三郎殿御書』新編 八八六頁）

● 問ふ、末法に入つて初心の行者必ず円の三学を具するや不や。答へて曰く、此の義大事たり。故に經文を勘へ出だして貴辺に送付す。所謂五品の初・二・三品には、仏正しく戒定の二法を制止して一向に慧の一分に限る。慧又堪へざれば信を以て慧に代ふ。信の一字を詮と為す。不信は一闡提謗法の因、信は慧の因、名字即の位なり。
（『四信五品抄』新編 一一二頁）

● 檀戒等の五度を制止して一向に南無妙法蓮華經と称せしむるを、一念信解初随喜の気分と為すなり。是則ち此の經の本意なり。（中略）次下の第四品の經文に云はく「況んや復人有つて能く是の經を持つて兼ねて布施・持戒等を行ぜんをや」云云。經文分明に初・二・三品の人には檀戒等の五度を制止し、第四品に至つて始めて之を許す。後に許すを以て知んぬ、初めに制制することを。（『四信五品抄』新編 一一三頁）



総本山第六十六世日達上人

銘戒 日達
 糸工緩ふる哉 許さず
 汝は今一々の 勤む心あれど
 地涌の着目所 たる哉惟いて
 努めよ 励めよ

